

広島市立舟入市民病院
画像保存通信システム
技術仕様書

広島市立舟入市民病院

1 調達物品の背景及び目的

本システムは、CT、MRI、エコー等の検査画像を一元管理し、院内の電子カルテ端末で検査画像を閲覧するために必要不可欠なシステムである。また、統合画像参照機能や画像診断報告書（レポート）作成機能により、電子カルテ運用を補完するものである。

現行システムは、広島市立病院機構医療情報システムの部門システムとして平成27年度に導入（更新）されたが、現在、保管画像容量の減少、ハードウェアの一部保守期限切れ、クライアント端末の劣化等がみられ、ソフトウェアも古いため、早期の更新が必要となっている。また、高額な保守費用の低減を図ることを目的として調達を行うものである。

2 調達物品名及び構成内容

画像保存通信システム ----- 1式
(構成内容)

(1) 画像保存通信システム (PACS) ----- 1式

ア 画像保存通信システム <ハードウェア/サーバ>

・ データベース WEB サーバ ----- 2式

・ 画像保存用サーバ ----- 1式

・ 画像保存用バックアップNAS ----- 1式

・ 負荷分散装置 ----- 1式

(2) 放射線レポートシステム ----- 1式

ア レポートシステム <ハードウェア/サーバ>

イ レポートシステム <ハードウェア/クライアント>

ウ レポートシステム <ソフトウェア>

(3) 診療情報統合管理システム ----- 1式

ア 診療情報統合管理システム <ソフトウェア>

・ 統合情報システム基本システム ----- 1式

(4) 検像システム ----- 1式

ア 検像システム <ハードウェア/クライアント>

・ 検像端末 ----- 2式

イ 検像システム <ソフトウェア>

・ 検像クライアントライセンス ----- 2式

(5) その他 ----- 1式

ア その他 <ハードウェア/周辺機器>

・ リモート用端末 ----- 1式

イ その他 <ソフトウェア>

・ セキュリティソフト ----- 1式

上記のほか、既存品の撤去・搬入・据付・配線・電子カルテシステムとの接続（接続に要する経費を含む。）調整等を含む。

3 技術的要件の概要

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙のとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、本院の必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立舟入市民病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会から委嘱を受けた舟入市民病院事務室と本部事務局契約課において、本調達物件に係る技術仕様書に対する提案やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 入札機器の構成においては、全て新品であること。引き上げ品等使用している場合は入札決定の対象から除外する。
- (6) 本機の設置・検収完了後に該当装置に係るバージョンアップ（ハード・ソフト）がなされたときは、納入後1年間は納入者の費用負担でバージョンアップを行うこと。また、新規ソフトウェアの費用負担は両方で協議するものとする。
- (7) 入札参入前には必ず現場と協議を行い、上記（1）～（6）を満たすことを必須とする。現場と運用における協議がないまま入札があり落札された場合は、運営に多大な負荷及び損失がもたらされる恐れがあるため、現場との協議なく入札に参加することはできない。

4 その他

- (1) 仕様に関する留意事項
 - ア 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）に定められている製造の承認を得ている物品であること。
 - イ 医療用具以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。但し、入札時に製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨を説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料および確約書等を提出すること。
- (2) 提案に関する留意事項
 - ア 提案に際しては、提案された装置が本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的に、かつ分かり易く、記載すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して、「できます。」「提案します。」といった回答の提案書のため、回答内容を評価するために必要となる具体的な提示がなされない、または、提案が不可能であるとの表現が記載してある場合は提案書としてみなさず不合格とする。
 - イ 提出資料等に関する照会先を明記すること。
 - ウ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があるため、ヒアリングを実施する連絡があった場合は必ず対応すること。